

【表紙】

【提出書類】	訂正臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月11日提出
【ファンド名】	資源ファンド（株式と通貨）円コース
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安倍 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

弊社では、2021年3月30日に「資源ファンド（株式と通貨）円コース」（以下、「当ファンド」といいます。）の繰上償還を行なうべく、投資信託及び投資法人に関する法律、その関係法令および当ファンドの信託約款の規定に基づいて、2021年2月1日時点の受益者の皆様に対し、2021年3月11日までに議決権行使期限とする書面決議の手続きを実施してまいりました。しかしながら、一部の販売会社から発送された当該書面決議の議決権行使書面において、法定記載事項であるお客様毎の「議決権の数（受益権口数）」の記載漏れが判明しました。このため、弊社では本書面決議に係る法定書面の再交付を決定し、信託終了日も含めて繰上償還にかかる日程を変更いたしますので、本訂正臨時報告書を提出いたします。

2【訂正の内容】

イ 繰上償還の年月日

2021年4月28日（予定）

当ファンドについて、繰上償還にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2021年2月1日現在の受益権口数が、2021年2月1日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

当ファンドは、2012年4月に運用を開始いたしましたが、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。

当ファンドの信託約款第37条第9項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。2020年11月末現在、当ファンドの純資産総額は1億円未満となっており、10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行なうため、2021年2月1日現在の当ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2021年3月11日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.nikkoam.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。